



## 改正中国保険法

清 河 雅 孝  
周 喆

(1995年6月30日第8期全国人民代表大会常務委員会第14回会議 可決、  
2002年10月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第30回会議 改正)

### 目 次

- 第1章 総則 (第1条～第9条)
- 第2章 保険契約 (第10条～第69条)
  - 第1節 総則 (第10条～第32条)
  - 第2節 財産保険契約 (第33条～第51条)
  - 第3節 人身保険契約 (第52条～第69条)
- 第3章 保険会社 (第70条～第91条)
- 第4章 保険経営原則 (第91条～第106条)
- 第5章 保険業の監督・管理 (第107条～第124条)
- 第6章 保険代理人および保険仲立人 (第125条～第137条)
- 第7章 法的責任 (第138条～第152条)
- 第8章 附則 (第153条～第158条)

### 第1章 総 則

第1条【趣旨】 保険の活動を規整し、保険の活動に携わる当事者、関係者の権利と適法な利益を保護し保険業の監督・管理を強化して、その健全な発展を促すため、特に本法を制定する。

第2条【保険の意義】 本法において保険とは、保険契約者が保険契約に基づいて保険者に保険料を支払うことを約し、保険者が契約に定める生じることのある事故に基づく財産損害を填補または被保険者の死亡、受傷、罹病、もしくは契約に定める年齢に達し、期間が満了するときは、

一定額の保険金支払の責を負うことを約する営利保険をいう。

第3条【適用】 中華人民共和国国内で行われる保険事業には本法を適用する。

第4条【保険事業の基本原則】 保険事業に従事するときには法令を遵守し、社会公共の道徳を尊重し、私的自治の原則に基づくことを要する。

第5条【信義則】 保険事業当事者の権利行使、義務の履行は信義に従い誠実にこれを行わなければならない。

第6条【保険事業主体の制限】 営利保険事業は、本法に基づいて設立された保険会社が営むことを要する。その他の単位および個人は、営利保険事業を営んではならない。

第7条【保険者の限定】 中華人民共和国国内の法人およびその他の組織に必要な国内の保険契約は、中華人民共和国国内の保険会社とのみ締結しなければならない。

第8条【不正競争の禁止】 保険会社の事業活動は、公正な競争の原則に基づいて行うものとし、不正競争をしてはならない。

第9条【監督管理機構】 国務院保険監督管理機構は、本法に基づき保険業に対し監督管理を執行する責任を負う。

## 第2章 保険契約

### 第1節 総則

第10条【定義】 ①保険契約とは、保険者と保険契約者が保険に関する権利義務を約する取決めをいう。

②保険契約者とは、保険者と保険契約を締結し、これに基づいて保険料の支払義務を負う者をいう。

③保険者とは、保険契約者と保険契約を締結し、これに基づいて損害填補、保険金支払の責を負う保険会社をいう。

第11条【契約締結の基本原則】 ①保険契約者と保険者は、保険契約を締

結するときは、平等互恵、協議一致、私的自治の原則に基づくものとし、社会公共の利益を損なってはならない。

②法令の定めるところにより保険に付することを要する場合を除き、保険会社およびその他の単位は、他人に保険契約の締結を強制してはならない。

**第12条【被保険利益】** ①保険契約者は、保険の目的につき被保険利益を要する。

②保険契約者が保険の目的につき被保険利益を有しない保険契約は無効とする。

③被保険利益とは保険契約者が保険の目的につき有する利益で法律に認められるものをいう。

④保険の目的とは、保険に付する客体となる財産およびそれに関する利益、または人の生命および身体をいう。

**第13条【保険契約の成立】** ①保険契約は、保険契約者が保険の申込をなし保険者が保険の引受を承諾し、かつ、保険契約の条項について協議して合意に達することによって成立する。保険者は、(前文の合意に達するときは)ただちに保険契約者に保険証券またはその他の保険の証明書に当事者が約した契約の内容を記載したうえでこれを発行しなければならない。

②保険契約者と保険者が協議し合意に達するときは、前項に定める以外の書面による取決めをもって保険契約を締結することもできる。

**第14条【保険契約の効果】** 保険契約が成立するときは、保険契約者は、契約の定めに基づいて保険料を支払い、保険者の責任は、約定の時期より始まる。

**第15条【保険契約者の解約自由】** 本法に別段の定めまたは当事者に別段の合意がある場合を除き、保険契約成立後、保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができる。

**第16条【保険者の解約禁止】** 本法に別段の定めまたは当事者に別段の合意がある場合を除き、保険契約成立後、保険者は、保険契約を解約して

はならない。

第17条【保険約款の説明義務・告知義務】①保険者は、保険契約を締結するに際して保険契約者に保険約款の内容を説明し、保険者が保険の目的または被保険者に関する事項について質問するときは、保険契約者は、事実に基づいて告知しなければならない。

②保険契約者が、故意に事実を隠蔽し告知義務を履行しないとき、または過失により告知義務を履行しないことが保険者の保険の引受もしくは保険料率の決定に影響を与えるときは、保険者は保険契約を解除することができる。

③保険契約者が故意に告知義務を履行しないときは、保険者は、保険契約解除前に生じた保険事故につき損害補償または保険金支払の責を負わず、また保険料も返還しない。

④保険契約者が過失により告知義務を履行しないことによって保険事故の発生に重大な影響を生じる場合において、保険者は、保険契約解除の前に生じた保険事故につき損害填補 または保険金支払の責を負わない。ただし、保険料を返還することができる。

⑤本法においていう保険事故とは、保険契約に定める担保危険の範囲内の事故をいう。

第18条【免責約款の説明義務】 保険契約に保険者の免責約款があるときは、保険者は、保険契約を締結するに際して保険契約者にこれを明確に説明しなければならず、明確にこれを説明しないときは、この約款は効力を生じない。

第19条【保険契約の絶対的（記載）事項】 保険契約は左の事項を定めなければならない。

- 1 保険者の商号および住所
- 2 保険契約者、被保険者および人身保険の保険金受取人の氏名または商号および住所
- 3 保険の目的
- 4 保険者の責任および免責

- 5 保険期間および保険者の責任の開始時期
- 6 保険価額
- 7 保険金額
- 8 保険料およびその支払の方法
- 9 損害填補および保険金支払の方法
- 10 契約違反の責任および紛争の解決
- 11 契約締結の年月日

第20条【保険契約の任意（記載）事項】保険契約者と保険者は、前条に定める（記載）事項の他、保険に関するその他の事項について約することができる。

第21条【保険契約の変更】①保険契約者と保険者は、保険契約の期間内に協議し合意に達することによって保険契約の内容を変更することができる。

②保険契約を変更するときは、保険者は、保険証券もしくは保険の証明書またはその付箋に変更の旨を記載し、または保険契約者と保険者は変更の旨を記する書面による取決めを取り交わさなければならない。

第22条【保険事故発生後の通知義務、被保険者・保険金受取人の意義】

①保険契約者、被保険者または保険金受取人は、保険事故の発生を知ったときは、ただちに保険者に通知を発しなければならない。

②被保険者とは、その財産または生命・身体が保険契約による保障を受け、保険金請求権を有する者をいう。保険契約者は被保険者になることができる。

③保険金受取人とは、人身保険契約において被保険者または保険契約者の指定を受け、保険金請求権を有する者をいう。保険契約者、被保険者は保険金受取人になることができる。

第23条【保険事故に関する証明資料の提出と補正】①保険事故発生後、保険契約に基づいて保険者に損害の填補または保険金の支払を請求するときは、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、保険者に、その提出できる保険事故の種類、原因および損害の程度等に関する証明資料

をできる限り提出しなければならない。

- ②提供の証明資料に不備があると認められるときは、保険者は、保険契約に基づいて保険契約者、被保険者または保険金受取人に証明資料を補正する旨の通知を発しなければならない。
- ③提供の関係証明資料に不備があると認められるときは、保険者は、保険契約に基づいて保険契約者、被保険者または保険金受取人に証明資料を補正する旨の通知を発しなければならない。

**第24条【保険金の支払・支払の不履行と妨害禁止、保険金額の意義】**

① 保険者は、被保険者または保険金受取人による損害填補または保険金支払の請求を受けた場合、ただちにこれを査定し、かつ、査定結果を被保険者または保険金受取人に通知をはししなければならない。その請求が保険責任に属するものであると認定されるときは、保険者は、被保険者または保険金受取人と損害填補または保険金支払の金額を取決めた日より10日以内に、損害填補または保険金支払の義務を履行しなければならない。保険契約に保険金額および損害填補の金額またはその支払期日の定めがあるときは、保険者は、保険契約に基づいて損害填補または保険金給付義務を履行しなければならない。

- ②前項の義務をただちに履行しないときは、保険者は、保険金を支払う外、被保険者または保険金受取人にこれによって生じた損害につき賠償の責を負わなければならない。
- ③いかなる単位または個人といえども、保険者の損害填補または保険金支払の義務の履行に不当な干渉をし、また被保険者または保険金受取人の保険金請求権を制限してはならない。

- ④保険金額とは、保険者の損害填補または保険金支払の最高限度額をいう。

**第25条【損害填補または保険金支払の拒絶】**

保険者は、被保険者または保険金受取人の損害填補または保険金支払の請求を受けた場合、その請求が保険者の責任に属しないときは、保険者は、被保険者または保険金受取人に損害の填補または保険金の支払を拒む旨の通知を発しなければならない。

ならない。

第26条【保険金の金額を確定できない場合】保険者は、損害填補または保険金支払の請求、およびそれに関する証明資料の引渡を受けた日より60日以内にその損害填補の金額または支払うべき保険金の金額を確定できないときは、現存の証明資料に基づいて確定される最低の金額を支払わなければならない。填補の金額または支払うべき保険金の金額が最終的に確定されたときは、その差額を支払わなければならない。

第27条【短期時効】①生命保険以外の保険の被保険者または保険金受取人が保険者に対する損害填補または保険金支払の請求権は、保険事故の発生を知った日より2年以内に行使しないときは消滅する。

②生命保険の被保険者または保険金受取人が保険者に対する保険金支払の請求権は、保険事故の発生を知った日より5年以内に行使しないときは消滅する。

第28条【保険金の不正請求】①被保険者または保険金受取人が保険事故が発生していないにもかかわらず、発生したと偽って保険者に損害の填補または保険金の支払を請求するときは、保険者は保険契約を解除することができる。ただし、保険契約を解除するときは保険料を返還しない。

②保険事故が保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によって生じたときは、保険者は、保険契約を解除することができる。保険契約を解除するときは、保険者は、損害填補および保険金支払の義務を負わず、第65条第1項但書の場合を除き保険料をも返還しない。

③保険事故発生後、保険契約者、被保険者または保険金受取人が関係証明資料もしくはその他の証拠を偽造・変造し、虚偽の事故を捏造し、または損害の程度を過大申告するときは、保険者は、虚偽のある部分につき損害填補または保険金支払の責を負わない。

④保険契約者、被保険者または保険金受取人は、前3項の行為があるときは、保険者がこれによって支払った保険金または費用を返還し賠償しなければならない。

第29条【再保険の意義、元受保険者の告知義務】①保険者がその引受けた保険の一部を、保険（引受）の方式でその他の保険者に移転することを再保険という。

②元受保険者は、再保険者の請求に応じてその負うべき責任および元受保険に関する事項を再保険者に告知しなければならない。

第30条【再保険の場合における禁止行為】①再保険者は、元受保険の保険契約者に保険料の支払を請求してはならない。

②元受保険の被保険者または保険金受取人は、再保険者に損害の填補または保険金の支払を請求してはならない。

③元受保険者は、再保険者の債務不履行を理由に元受保険の債務について不履行または履行遅滞をしてはならない。

第31条【保険契約の解釈原則】保険者と保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険契約の約款につき争いがあるときは、裁判所または仲裁機関は、その約款を被保険者または保険金受取人に有利に解釈しなければならない。

第32条【保険者の守秘義務】保険人または再保険の引受人は、保険業務を取扱うに際して知り得た保険契約者、被保険者、保険金受取人、または元受保険者の業務および財産状況ならびに個人のプライバシーについて秘密保持の義務を有する。

## 第2節 財産保険契約

第33条【定義】①財産保険契約とは、財産またはそれに関する利益を保険の目的とする保険契約をいう。

②本節において別段の定めがある場合を除き、財産保険契約は契約と略称する。

第34条【保険目的の譲渡】保険の目的を譲渡するときは保険者に通知を発しなければならない。保険者が保険引受の継続に同意するときは、法の定めるところにより契約を変更しなければならない。ただし、貨物運



送保険契約および別段の定めがある契約はこの限りでない。

第35条【解約禁止の契約】貨物運送保険契約および運送手段航程保険契約については、保険者の責任が始まった後に契約当事者はこれを解約してはならない。

第36条【被保険者の安全規定の遵守】①被保険者は、消防、安全、生産操業および労働者の保護等に関する国家の規定を遵守し、保険の目的の安全を確保しなければならない。

②保険者は、契約の定めに基づいて保険の目的の（安全）状況を検査し、ただちに保険契約者、被保険者に書面により不安全の要素および隠れた瑕疵の除去の提案を行うことができる。

③保険契約者、被保険者が契約の定めに基づいて保険の目的の安全（確保）に負うべき義務を履行しなかったときは、保険者は、保険料の増額を請求し、または契約を解除することができる。

④保険者は、保険の目的の安全を確保するために被保険者の同意を経て安全予防の措置を採ることができる。

第37条【危険の増加】①契約期間中保険の目的の危険が増加するときは、被保険者は、契約の定めに基づいてただちに保険者に通知を発しなければならない。保険者は、保険料の増額を請求し、または契約を解除することができる。

②被保険者が前項の通知義務を履行しなかったときは、保険の目的の危険の増加によって生じた保険事故について保険者は損害填補の責を負わない。

第38条【保険料の減額】左の場合においては、契約に別段の定めがある場合を除き、保険者は、保険料を減額し、日割りを以て計算して相当の保険料を返還しなければならない。

1 保険料率の算定に際して準拠した状況の変化により保険の目的の危険が著しく減少するとき

2 （保険の目的の）保険価額が著しく減少するとき

第39条【解約と保険料】保険者の責任が始まる前において、保険契約者

は、契約の解約をなすときは、保険者に手数料を支払い、保険者は、保険契約者に保険料を返還しなければならない。保険者の責任が始まった後において、保険契約者は、契約の解約をなすときは、保険者は、保険者の責任が始まる日より契約が解約される日までの期間の保険料を取得することができる。その他の期間の保険料を保険契約者に返還する。

**第40条【超過保険・一部保険】** ①保険価額は、保険契約者と保険者がこれを定めて契約に記載し、または保険事故発生時の実際価格により算定することができる。

②保険金額は保険価額を超過してはならない。保険金額が保険価額を超過するときは、その超過する部分については無効とする。

③保険金額が保険価額より低いときは、契約に別段の定めがある場合を除き、保険者の損害填補の責任は、保険金額の保険価額に対する割合によってこれを定める。

**第41条【重複保険】** ①重複保険に付する保険契約者は、各保険者にその旨の通知を発しなければならない。

②重複保険の保険金額の総額が保険価額を超過するときは、保険者の損害填補の総額は保険価額を超過してはならない。契約に別段の定めがある場合を除き、保険者の損害填補の責任は、その保険金額の総額に対する割合によってこれを定める。

③重複保険とは、保険契約者が同一の、目的、被保険利益および保険事故につき複数の保険者と保険契約を締結するものをいう。

**第42条【損害防止義務】** ①保険事故が発生する場合において被保険者は、できる限り必要な措置を講じて損害の防止と減少につとめる義務を有する。

②保険事故が発生した場合において被保険者が保険の目的の損害を防止し減少させるために支出した必要かつ合理的な費用は保険者が負担する。保険者の負担額は、保険の目的の損害填補額とは別途、これを算出する。ただし、負担額は、保険金額を超過してはならない。

**第43条【分損後の解約】** 保険の目的の一部が損害を生じた場合において

損害填補後30日以内に、保険契約者は保険契約を解約することができる。契約に別段の定めがある場合を除き、保険者も、15日前に通知を発して保険契約を解約することができる。この場合、損害を受けていない保険の目的に関する保険料から保険者の責任が始まった日より契約が解約される日までの期間内に得べき保険料を控除したうえで保険契約者にこれを返還する。

**第44条【残存物代位】** 保険事故発生後、保険者は、保険価額に等しい保険金額の全部を支払うときは、損害を受けた保険の目的に有する一切の権利を取得する。ただし、保険金額が保険価額を下回っている場合においては、保険者の権利は、保険金額の保険価額に対する割合によってこれを定める。

**第45条【請求権代位】** ①保険の目的に損害をもたらした保険事故が第三者の行為によって生じた場合において保険者は、被保険者に保険金を支払った日から、その支払った金額の範囲内で被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位して行使する。

②前項の保険事故発生後、被保険者が第三者から取得する損害賠償の金額に応じて控除することができる。

③保険者が第1項に基づいて代位して行使する損害賠償請求権は、被保険者がその填補を受けていない損害につき第三者に対して有する損害賠償請求権に影響を及ぼさない。

**第46条【被保険者の第三者に対する請求権の放棄】** ①保険事故発生後、保険者が保険金を支払う前に被保険者がその第三者に対して有する損害賠償請求権を放棄した場合において保険者は、保険金を支払う責を負わない。

②保険者が保険金を支払った後、被保険者が保険者の同意を経ずに第三者に対して有する損害賠償請求権を放棄する場合においてこの行為は無効とする。

③被保険者の過失によって損害賠償請求権の代位行使ができなくなる場合において保険者は、それに応じて保険金から減額することができる。

第47条【請求権代位の禁止】被保険者の家庭の構成員または被保険者の構成員の故意によって第45条第1項に定める保険事故が生じた場合を除き、保険者は、被保険者の家庭の構成員または被保険者の構成員に損害賠償請求権の代位行使をしてはならない。

第48条【請求権代位に対する被保険者の協力】保険者が第三者に対して損害賠償請求権を代位行使する場合において被保険者は、保険者に必要な書類およびその知りえた事項を提供しなければならない。

第49条【調査費用の負担】保険者、被保険者が保険事故の種類、原因および保険の目的の損害程度を査定するために支払った合理的かつ必要な費用は保険者が負担する。

第50条【責任保険】①保険者は、被保険者が第三者に生じる損害につき、法律の規定または契約の定めに基づいて（直接）第三者に保険金を支払うことができる。

②責任保険とは、被保険者が法の定めるところにより第三者に対して負うべき損害賠償の責を保険の目的とする保険をいう。

第51条【訴訟費用の負担】責任保険の被保険者が（第三者に損害を与えた）保険事故を生じさせたために仲裁の被申立人または訴訟の被告となった場合において支出した仲裁または訴訟の費用およびその他の合理的かつ必要な費用は保険者が負担する。

### 第3節 人身保険契約

第52条【定義】①人身保険契約とは、人の生命または身体を保険の目的とする保険契約をいう。

②特に指定がある場合を除き、本節の人身保険契約は契約と称する。

第53条【被保険利益】①保険契約者は、左の者について被保険利益を有する。

- 1 本人
- 2 配偶者、子、父母

3 前2号以外の保険契約者と扶養関係を有するその他の家庭の構成員、近親者

②前項の規定を除き、保険契約者は、被保険者の同意を経て契約を締結するときは、被保険者が被保険利益を有すると看做す。

第54条【年齢の不実申告（告知）】①保険契約者が被保険者の年齢を不実申告し、かつ、その実際年齢が契約に定める年齢制限に合致していない場合において、保険者は、契約を解除し、保険料から手数料を控除して残額を保険契約者に払戻すことができる。ただし、契約が成立した日より2年を経過するときはこの限りでない。

②保険契約者が被保険者の年齢を不実申告することによって保険契約者が支払うべきものより少額の保険料を払った場合において、保険者は、保険契約者に是正し、かつ、不足分の支払を請求し、または保険金を支払うときは支払うべき保険料に対する支払った保険料の割合によってこれを行うことができる。

③保険契約者が被保険者の年齢を不実申告することによって保険契約者が支払うべきものより多額の保険料を払った場合において、保険者は、保険契約者にその超過分の保険料を返還しなければならない。

第55条【行為無能力者の生命保険】①保険契約者は、行為無能力者の死亡を保険金支払の条件とする人身保険を付してはならず、保険者も、これを引受けてはならない。

②父母がその未成年の子を付する人身保険は、前項の制限を受けない。ただし、死亡時の支払保険金の総額は、保険監督管理機構が定める限度額を超えてはならない。

第56条【他人の生命の保険】①死亡を保険金支払の条件とする契約は、被保険者の書面による〔付保の〕同意および保険金額の承認を経ないときは、無効とする。

②死亡を保険金支払の条件とする契約に基づいて発行される保険証券は、被保険者の同意を経ない限りこれを譲渡し、またはそれに質権を設定してはならない。

③父母がその未成年の子を付する人身保険は、第1項の制限を受けない。

第57条【保険料の支払方法】①保険契約者は、契約成立後、保険者に保険料を一括し、または契約に定める期限に従い分割して、支払うことができる。

②契約に定める期限に従い保険料を分割して支払う場合において保険契約者は、契約の成立時に第1回保険料を支払った後、契約に定めた期限通りにその残余の保険料を支払わなければならない。

第58条【保険料不払の効果】期限に従い分割して保険料を支払う場合において保険契約者は、第1回保険料を支払った後、保険契約者が所定の期限より60日を徒過しても当期の保険料を支払わなかったときは、契約に別段の定めがない限り、その効力が中止し、または保険者が契約に定める条件に従って保険金額を減少する。

第59条【契約効力の回復】①前条の規定に基づいて契約の効力が中止する場合において保険者と被保険者が協議して取決めを取り交わし保険契約者が未払いの保険料を支払うときは、契約の効力は回復する。ただし、契約の効力が中止する日より2年以内に双方が取決めを取り交わさなかったときは、保険者は契約を解除することができる。

②保険者が前項の規定に基づいて契約を解除する場合において保険契約者が2年以上の保険料を支払ったときは、保険者は、契約に基づいて返戻金を支払わなければならない。保険契約者が2年以上の保険料を支払わなかったときは、保険者は、支払った保険料から手数料を控除して残額を払戻さなければならない。

第60条【保険料請求方法の制限】保険者は、保険契約者に訴えによって人身保険の保険料を請求することができない。

第61条【保険金受取人の指定の1】①人身保険の保険金受取人は、被保険者または保険契約者が指定する。

②保険契約者は、保険金受取人を指定するときは被保険者の同意を経ることを要する。

③被保険者が行為無能力者または行為制限能力者である場合において保険

金受取人は監護人が指定する。

第62条【保険金受取人の指定の2】①被保険者または保険契約者は、一人または数人の保険金受取人を指定することができる。

②保険金受取人が複数である場合において被保険者または保険契約者は、保険金受取の順位および受取の金額を確定することができる。受取の金額が確定していない場合においては、保険金受取人は、等しい割合で保険金請求権を有する。

第63条【保険金受取人の変更】①被保険者または保険契約者は、保険者に書面による通知を発して保険金受取人を変更することができる。保険者は、保険金受取人の変更通知を受け取った後、保険証券にその旨を記載しなければならない。

②保険契約者は、保険金受取人を変更するときは被保険者の同意を経ることを要する。

第64条【被保険者の遺産となる保険金】被保険者の死亡後、左の場合においては、保険金は被保険者の相続財産となり、保険者は、被保険者の相続人に保険金を支払う。

1 保険金受取人が指定されていないとき

2 保険金受取人が被保険者より先に死亡し、かつ、その他の保険金受取人がいないとき

3 保険金受取人が法の定めるところにより保険金請求権を喪失または保険金請求権を放棄し、かつ、その他の保険金受取人がいないとき

第65条【保険者の免責事由の1】①保険契約者、保険金受取人が故意に被保険者を死亡、傷害または疾病に致す場合において保険者は保険金支払の責を負わない。保険契約者が2年以上の保険料を支払ったときは、保険者は、契約に基づいて権利のあるその他の保険金受取人に返戻金を支払わなければならない。

②保険金受取人は、故意に被保険者を死亡もしくは傷害に致し、または故意に被保険者を殺害しようとして未遂になったときは保険金請求権を失う。

第66条【保険者の免責事由の2】①死亡を保険金支払の条件とする契約の被保険者が自殺する場合において、本条第2項の場合を除き、保険者は、保険金支払の責を負わない。ただし、保険契約者が保険料を支払ったときは、保険者は、保険証券に基づいてその返戻金を支払わなければならない。

②死亡を保険金支払の条件とする契約の被保険者が契約成立の日より2年以後に、自殺する場合において保険者は、契約に基づいて保険金を支払うことができる。

第67条【保険者の免責事由の3】被保険者が故意に犯罪によって自己を傷害または死亡に致す場合において保険者は、保険金支払の責を負わない。ただし、保険契約者が2年以上の保険料を支払ったときは、保険者は、保険証券に基づいてその返戻金を支払わなければならない。

第68条【第三者に対する求償権】人身保険の被保険者は第三者の行為により死亡し、傷害、または疾病等の保険事故に致す場合において保険者は、被保険者または保険金受取人に保険金を支払った後、第三者に追償してはならない。ただし、被保険者または保険金受取人は第三者に賠償請求権を有する。

第69条【契約の解約と保険料】保険契約者が契約を解約する場合において2年以上の保険料が支払われたときは、保険者は、解約の通知を受け取る日より30日以内に返戻金を支払い、支払われた保険料が2年分をみたしていないときは保険者は、保険料から手数料を控除して残額を払戻さなければならない。

### 第3章 保険会社

第70条【保険会社の形態】保険会社の組織形態は、左の通りでなければならない。

- 1 株式会社
- 2 国有独資有限会社



第71条【設立の審査・許可】 保険会社の設立は、保険監督管理機構の審査・許可を経ることを要する。

第72条【設立の要件】 ①保険会社の設立要件は、左の通りでなければならない。

- 1 本法および会社法の定めによる定款があること
- 2 本法が定めるところの最低資本金があること
- 3 事業の専門知識および経験を備える上級管理者があること
- 4 健全な機関および管理制度があること
- 5 要件に合致する営業所および営業と関係のある他の施設があること

②保険監督管理機構は、設立申請を審査するときは、保険業の発展および公正な競争の必要性を配慮しなければならない。

第73条【最低資本金】 ①保険会社の最低資本金は、2億円とする。

②保険会社の最低資本金は、払込済の金銭の資本金であることを要する。

③保険監督管理機構は、保険会社の目的および経営規模に応じて最低資本金を調整することができる。ただし、第1項に定める金額を下回ってはならない。

第74条【設立申請書類の1】 保険会社の設立を申請するには、左の書類および資料を提出しなければならない。

- 1 設立しようとする保険会社の商号、登記資本および目的等を明記する設立申請書
- 2 実行可能性研究報告書（F/S）
- 3 保険監督管理機構が定めるその他の書類および資料

第75条【設立申請書類の2】 保険会社設立の初段階審査合格後、申請者は、本法および会社法の規定に基づいて保険会社の設立準備を行わなければならない。第72条の設立要件をみたすときは、保険、監督管理機構に正式の申請書の他、左の書類および資料を提出しなければならない。

- 1 保険会社の定款
- 2 株式会社の場合、株主名簿および株主の株式数、または国有独資有

限会社の場合、社員およびその出資額

- 3 会社の株式（持分）総数の10分の1以上に当たる株式（持分）を有する株主（社員）の信用証明および関係資料
- 4 法定の出資監査機関が発行した出資監査証明書
- 5 就任しようとする上級管理者の略歴および資格証明書
- 6 事業方法書
- 7 営業所および事業と関係を有するその他の施設の資料
- 8 保険監督管理機構が定めるその他の書類および資料

第76条【審査許可期間】 保険監督管理機構は、保険会社設立の正式の申請書類を受領する日より6カ月以内に許可または不許可を決定しなければならない。

第77条【設立登記】 審査・許可を経た保険会社は、審査許可部門が発行する保険事業経営許可証を受け取り、これを用いて工商行政管理機関で登記の手続きを行って営業許可証を受領する。

第78条【経営許可証の失効】 保険会社が保険事業経営許可証を受領した日より6カ月以内に正当の理由なくして会社の設立登記を行っていないときは、保険事業経営許可証の効力が自動的に失われる。

第79条【保証金の積立】 保険会社は、成立後、登記資本の10分の2に当たる金額を保証金として保険監督管理機構の指定銀行に預金しなければならない。保証金は、保険会社の清算時における債務弁済に充当する場合を除いてこれを使用してはならない。

第80条【支部機関の設置】 ①保険会社は、中華人民共和国国内外で支部機関を設置するときは、保険監督管理機構の審査・許可を経て、支部機関保険事業経営許可証を受領することを要する。

②支部機関は、法人格を有せず、その民事上の責任は保険会社が負う。

第81条【代表事務所の設置】 保険会社は、中華人民共和国国内外で代表事務所を設置するときは、保険監督管理機構の審査・許可を経ることを要する。

第82条【審査・許可事項】 ①保険会社が左の事項を変更するときは、保

險監督管理機構の審査・許可を経ることを要する。

- 1 商号
- 2 登記資本
- 3 会社または支部機関の営業所
- 4 目的
- 5 会社の分割または合併
- 6 定款
- 7 国有独資有限会社の場合、社員、または株式会社の場合、会社の資本金総額の10分の1以上に当たる株式を有する株主
- 8 保険監督管理機構が定めるその他の事項

②保険会社は、代表取締役、総支配人を変更するときは、保険、監督管理機構にこれを報告し、新任の代表取締役、総支配人の資格審査を受けなければならない。

第83条【会社法】保険会社の機関は、会社法を適用する。

第84条【国有独資有限保険会社の監査役会】国有独資有限保険会社は、監査役会を設けることとする。監査役会は、保険監督管理機構、関係専門家および保険会社の従業員の代表からなる。監査役会は、国有独資有限保険会社が積立てた準備金、最低の支払能力、国有財産の価値の保持と増加の状況、上級管理者の法令または定款の違反行為および会社の利益を損なう行為を監督する。

第85条【清算人会の決定の1】①分割、合併を行い、または定款に定める解散事由が生じ、保険監督管理機構の審査許可を経て解散する保険会社は、法の定めるところにより清算人会を設けて清算を行わなければならない。

②生命保険を営む保険会社は、分割または合併を除いて解散してはならない。

第86条【清算人会の決定の2】保険会社が法令違反により保険、監督管理機構による保険事業経営許可証の取消、法の定めるところによる解散命令を受けた場合において保険監督管理機構は、法によりただちに清算

人会を設けて清算を行わなければならない。

第87条【特別清算開始命令】 保険会社が期限内に債務を弁済できないときは、保険監督管理機構の同意を経て裁判所は、法の定めるところによる破産宣告を行う。裁判所は、保険監督管理機構等の関係部門および関係者からなる清算人会を設けて破産宣告を受けた保険会社の清算を行わなければならない。

第88条【生命保険契約の移転】 ①生命保険を営む保険会社は、法の定めるところにより解散命令または破産宣告を受ける場合においてその保有する生命保険契約および準備金をその他の生命保険を営む保険会社に移転しなければならない。その他の生命保険を営む保険会社と移転の取決めを取り交わさなかったときは、保険監督管理機構は、生命保険を営む保険会社を指定してその移転を命じる。

②前項に定めた生命保険契約および準備金を譲渡しまたは保険監督管理機構によりその移転を指定されたときには、被保険者、保険金受取人の権利と適法な利益を守らなければならない。

第89条【債務弁済の順位】 ①保険会社が法の定めるところにより破産するときは、会社の財産は、優先的に破産費用の支払に充てた後、左の順位で債務の弁済に充当する。

- 1 職員・労働者の賃金および労働保険費用
- 2 損害の填補または保険金
- 3 税金
- 4 会社のその他の債務

②会社の財産が同一順位の債務の弁済に足りないときは、その債務額の割合に応じて弁済を受ける。

第90条【営業の終了】 保険会社は、法の定めるところによりその事業活動を終了するときは、保険事業経営許可証の抹消申請を行わなければならない。

第91条【法の適用】 保険会社の設立、変更、解散および清算は、本法において規定がないものについて会社法およびその他の関係法令の規定を

適用する。

## 第4章 保険経営原則

第92条【目的、兼営の禁止】①保険会社の目的は、左の通りである。

- 1 財産損害保険、責任保険、信用保険等の保険事業を含む財産保険事業
  - 2 生命保険、疾病保険、傷害保険等の保険事業を含む人身保険事業
- ②同一保険者は、同時に財産保険事業および生命保険事業を兼ねて経営してはならない。ただし、財産保険事業に従事している保険会社は、保険監督管理機構の審査・認定を経て、短期健康保険および傷害保険の業務を営むことができる。
- ③保険会社の目的は、保険監督管理機構が審査し認定する。認定を受けた目的の範囲において保険事業を営まなければならない。
- ④保険会社は、本法およびその他の法令に定める範囲外の業務を兼ねて経営してはならない。

第93条【再保険の審査・認定】保険会社は、保険監督管理機構の審査・認定を経て前条の保険事業について左の再保険を営むことができる。

- 1 再保険に付すること
- 2 再保険の引受をなすこと

第94条【責任準備金】①保険会社は、被保険者の利益の保障、支払能力の保証原則に従い、各責任準備金を積立てなければならない。

②保険会社の責任準備金の積立および繰越に関する具体的な方法は保険監督管理機構が定める。

第95条【支払備金】保険会社は、提出された損害填補または保険金支払の金額、および保険事故発生後、未提出の損害填補または保険金支払の金額に応じて支払備金の積立を行わなければならない。

第96条【資本準備金】前2条の準備金の積立の他、保険会社は、法令および国家の会計制度に関する規定に基づいて資本準備金の積立を行わな

ければならない。

第97条【保険保障基金の積立】①被保険者の利益を保障し、保険会社の経営の安定を維持するために、保険会社は、保険監督管理機構の規定に基づいて保険保障基金の積立を行わなければならない。

②保険保障基金は、(保険監督管理機構により)集中して管理し、統一的に運用しなければならない。

③保険保障基金を管理・使用する具体的な方法は保険監督管理機構が定める。

第98条【保険会社の支払能力】保険会社は、事業の規模に相応する最低支払能力を備えなければならない。保険会社の(実際の)財産から(実際の)債務を控除して得る差額は、保険監督管理機構が定める金額を下回ってはならない。所定の金額を下回るときは、登記資本を増加してその金額を補わなければならない。

第99条【自己留保の保険料総額の制限】財産保険を営む保険会社の当年度の自己留保の保険料は、実際に有する資本金と資本準備金との総額の4倍に当たる金額を超えてはならない。

第100条【一危険の限度と再保険】保険会社は、一つの保険事故によって生じうる最大の損害について負うべき責任(これを一危険という。)は、実際に有する資本金と資本準備金との総額の10分の1に当たる金額を超えてはならない。超える部分については再保険にこれを付さなければならない。

第101条【危険の計算方法と計画の許可】保険会社は、一危険の計算方法および巨大災害のリスクに対応する計画につき、保険監督管理機構の審査・許可を経なければならない。

第102条【強制再保険】保険会社は保険監督管理機構の関係規定により再保険を締結しなければならない。

第103条【再保険会社の限定】保険会社は、再保険に付するときは、優先的に中国国内の保険会社と再保険契約を締結しなければならない。

第104条【再保険の制限】保険監督管理機構は、保険会社が再保険に付す

るために中国国外の保険会社と再保険契約を締結し、または中国国外の保険会社が再保険に付するために中国国内の保険会社と再保険契約を締結することを禁止し制限することができる。

第105条【資金の運用】①保険会社の資金の運用は、着実に行われ、安全の原則を遵守し財産価値の保持と増加を保証する。

②保険会社の資金運用方法は、銀行の預金、公債と金融債券の売買および国務院が定めるその他の資金運用の方法に限られる。

③保険会社の資金は、証券経営機構、保険業務以外の企業の設立に使ってはならない。

④資金総額に占める保険会社の運用資金および具体的なプロジェクトの資金の割合は、保険監督管理機構が定める。

第106条【禁止の行為】保険会社とその従業員は、保険事業の活動において左の行為をしてはならない。

- 1 保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺罔すること
- 2 保険契約者に保険契約に関する重要な事項を隠蔽すること
- 3 保険契約者に対し本法の規定により告知義務の履行を妨げ、または本法の規定により告知義務の不履行を唆すこと
- 4 保険契約者、被保険者または保険金受取人に保険契約の規定以外の報償金の支払またはその他利益の供与を承諾すること
- 5 故意に発生していない保険事故を捏造し、損害填補を偽装して保険金を詐欺すること

## 第5章 保険業の監督・管理

第107条【保険約款の作成、保険料率の決定】①社会公共の益に関する保険種類、重大づいて強制加入する保険種類および新しく開発された生命保険種類等の保険約款および保険料率は、保険監督管理機構の審査を経て許可を受けなければならない。保険監督管理機構が審査許可をするときは、社会公共の利益を保護し、不正競争を禁止する原則に従わなければ

ばならない。審査許可の範囲およびその具体的方法は、保険監督管理機構が定める。

②その他の保険種類の保険約款および保険料率は、保険監督管理機構に届出をしなければならない。

第108条【保険事業の検査・監督】 保険監督管理機構は、保険会社の支払能力に対する健全な監督・管理システムを構築し、保険会社の最低支払能力を監督・統制しなければならない。

第109条【保険事業の検査・監督】 ①保険監督管理機構は、保険会社の業務、財務および資金運用の状況を検査し、保険会社に所定の期限に書面による報告および資料の提出を要求する権限を有する。

②保険会社は、法の定めるところにより監督・検査を受ける。

③保険監督管理機構は保険会社の金融機関での貯金を調べることができる。

第110条【違法行為の処置】 保険会社に、本法の規定に違反する各種の準備金の積立もしくは繰入、再保険または資金運用に関する本法の規定に重大な違反がある場合において保険監督管理機構は、保険会社に左の措置を採り期限を定めて是正することを命じる。

- 1 法の定めるところにより各種準備金の積立または繰入を行うこと
- 2 法の定めるところにより再保険を行うこと
- 3 違法な資金運用を是正すること
- 4 責任者および関係の管理者を配置転換すること

第111条【整頓の決定】 ①保険監督管理機構が前条の規定により是正の決定を下す場合において保険会社が期限までには是正しないときは、保険監督管理機構は、決定を下して保険専門家を派遣しまたは同保険会社の関係者を指定し整頓組織を設けて保険会社の整頓を行う。

②整頓の決定には、整頓を受ける保険会社の商号、整頓の理由、組織および期限を明確に記載し、かつ、これを公告しなければならない。

第112条【整頓組織の権限】 整頓組織は、整頓の過程において、保険会社の日常の業務を監督する権限を有する。保険会社の責任者および関係の



管理者は、整頓組織の監督の下にその権限を行使しなければならない。

第113条【**整頓中の会社の事業**】 整頓中の保険会社は、事業を行うことができる。ただし、保険監督管理機構は、新事業の展開もしくは事業の一部の中止、または資金運用の調整を図ることができる。

第114条【**整頓の終了**】 保険会社が整頓によって本法の規定に違反する行為を是正する場合において整頓組織が報告を提出し保険、監督管理機関の審査・許可を経ることによって整頓は終了する。

第115条【**接収管理**】 ①保険会社が本法の規定に違反し、社会公共の利益を損ない、または保険会社の支払能力に重大な支障を来す恐れがあり、もしくは支障を来している場合において保険監督管理機構は保険会社を接収し管理する。

②接収管理の目的は、接収管理を受ける保険会社に必要な措置を講じることによって被保険者の利益を保護し、保険会社の（正常な）経営を回復することにある。接収管理を受ける保険会社の債権・債務は、接収管理によって変更しない。

第116条【**接収管理の組織とその方法**】 接収管理組織の設置および接収管理の方法は、保険監督管理機構が決定し、これを公告する。

第117条【**接収管理期間の延長**】 接収管理期間が満了するときは、保険、監督管理機構はこれを延長することができる。ただし、延長の期間は2年を超えてはならない。

第118条【**接収管理の終了、破産宣告**】 ①接収管理期間が満了し、接収管理を受ける保険会社の正常な経営能力が回復する場合において保険、監督管理機構は接収管理の終了を決定することができる。

②接収管理組織は、接収管理を受ける保険会社の財産が債務の弁済に足りないと認めるときは、保険監督管理機構の審査・許可を経て、法の定めるところにより裁判所に保険会社の破産宣告の申立てを行う。

第119条【**財務諸表の提出と公告**】 保険会社は、会計年度終了後3カ月以内に前年度の営業報告、財務会計報告および関係報告表を保険、監督管理機構に提出し、法の定めるところによりこれを公告しなければならない。

い。

第120条【営業統計報告書の提出】保険会社は、月末までに先月の営業統計報告書を保険監督管理機構に提出しなければならない。

第121条【計理報告制度の作成】保険会社は、保険監督管理機構により認可された精算人を任用し、精算報告制度を設立しなければならない。

第122条【報告書類の真実性の保持義務】保険会社の営業報告書、財務会計報告書、精算報告書およびその他の関係報告表、書類と資料は、真実に基づいて保険業務の事項を記載しなければならない。虚偽の記載または誤解を引き起こす陳述および重大な遺漏があってはならない。

第123条【保険事故の評価と鑑定】①保険者および被保険者は、重大づいて設立された独立の評価機関または法定資格を有する専門家をによりを任用し、保険事故を評価し、鑑定させることができる。

②法に基づき保険事故の査定、鑑定のために任用された査定機関および専門家は、重大づいて公正に業務を執行しなければならない。故意または過失により、保険者または被保険者に損害を生じたときは、重大づいて賠償責任を負わなければならない。

③法に基づき保険事故の査定、鑑定のために任用された査定機関の費用は、法令に基づいて徴収しなければならない。

第124条【帳簿、証明書の保管】①保険会社は、その営業の活動に関するすべての帳簿、証明書の原本および関係資料を適切に保管しなければならない。

②前項の帳簿、証明書の原本および関係資料の保管期間は、保険契約の終了日より起算して少なくとも10年をしまわってはならない。

## 第6章 保険代理人および保険仲立人

第125条【保険代理人の意義】保険代理人とは、保険者の委託を受け保険者から代理手数料を徴収して保険者の授權の範囲内において保険事業を行う者（単位、自然人）をいう。

第126条【保険仲立人の意義】 保険仲立人とは、保険契約者の利益を図るために保険契約者と保険者の保険契約の締結に仲介の労務を提供し、法の定めるところにより手数料を徴収する者（単位）をいう。

第127条【代理契約の締結義務】 保険者が保険代理人に保険業務の取扱を委託するときは、保険代理人と委託代理契約を締結し、法に基づき双方の権利、義務およびその他の代理の事項を定めなければならない。

第128条【代理の効果】 ①保険代理人が保険者の授権により行う保険行為について保険者は責を負う。

②保険代理人が保険人のため保険業務を取扱うに際して、代理権濫越の行為があった場合において、険申込者がその代理権があると信ずるべき理由があって、保険契約を締結したときは、保険者は保険責任を負わなければならない。ただし、保険者は、重大づいて権限濫の保険代理人の責任を追及することができる。

第129条【一社専属主義】 個人保険代理人は、生命保険業務を取扱うときは、同時に複数の保険者の委託を受けてはならない。

第130条【保険仲立人の過失】 保険仲立人は、保険業務上の過失により保険契約者、被保険者に生じた損害につき賠償の責を負う。

第131条【禁止行為】 保険代理人、保険仲立人が保険業務を取扱うときに際して、下記の行為をしてはならない。

- 1 保険者、保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺罔すること
- 2 保険契約に関する重要事実を隠蔽すること
- 3 本法に定める保険契約者の事実に基づく告知の義務の履行を妨害し、または本法に定める事実に基づく告知の義務の不履行を誘導すること
- 4 保険契約者、被保険者または保険金受取人に対し契約に定めた以外の利益の付与を承諾すること
- 5 職務上の地位、職務または職業上の便宜およびその他の不当な手段をもって、保険契約者を脅迫し、誘惑し、または制限をして保険契約を締結すること

第132条【営業許可の取得】保険代理人、保険仲立人は、保険、監督管理機構が定める資格を備え、その発行する保険代理事業許可証または保険仲立事業許可証を受領して工商行政管理機関で登記の手続きを行って営業許可証を受け取り、かつ、保証金を供託または職業責任保険に付きなければならない。

第133条【個別の帳簿、監督】保険代理人、保険仲立人は、それぞれ自己の営業所を置き、保険代理事業または保険仲立事業の収支状況を記載する独立の帳簿を設け、保険監督管理機構のを受けなければならない。

第134条【手数料・報酬の支払】保険代理人の手数料と仲立人の報酬は、適法な資格を有する保険代理人、保険仲立人に限り支払い、その他の者に支払ってはならない。

第135条【保険代理人名簿】保険会社は、会社の保険代理人の名簿を設けなければならない。

第136条【保険会社の育成責任】保険会社は、保険代理人に対する育成・訓練および管理を強め、保険代理人の職業道徳と業務素質を高めなければならない。保険代理人に信義則に反することを唆し誘導してはならない。

第137条【準用】本法第109条、第119条の規定は、保険代理人および保険仲立人にこれを準用する。

## 第7章 法的責任

第138条【保険金詐取に関する罰則】①保険契約者、被保険者および保険金受取人が左の行為をなして保険詐欺を行う場合において犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。

- 1 保険契約者が故意により保険の目的を捏造して保険金を詐取すること
- 2 保険事故が発生していないにもかかわらず保険事故の発生を捏造して保険金を詐取すること

- 3 故意により財産の損害をもたらす保険事故を発生させて保険金を詐取すること
  - 4 故意により被保険者を死亡、傷害または疾病等に致す保険事故を発生させて保険金を詐取すること
  - 5 保険事故に関する証明資料もしくはその他の証拠を偽造・変造すること、または他人に命じ、これを唆し買収することによって虚偽の証明資料もしくはその他の証拠を提供させ、虚偽の事故を捏造もしくは損害の程度を過大申告させて保険金を詐取すること
- ②前項の行為には情状が軽く犯罪の構成要件をみたさないものについては、国家の関係規定の定めるところにより行政罰に処する。

**第139条【保険会社・従業員の不正行為に関する罰則】**①保険会社およびその従業員は、保険業務を行うに際して保険契約に関する重要状況を隠し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺罔し、または保険契約に定める損害填補もしくは保険金給付義務の履行を拒んで犯罪を構成するときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪要件をみたさないときは、保険監督管理機構は、保険会社に5万元以上30万元以下の過料に処する。違法行為をなした従業員に、2万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大であるときは、保険会社の業務範囲を制限しまたは新事業展開の停止を命じる。

②保険会社およびその従業員は、保険契約者の告知義務の履行を妨げ、告知義務の不履行を不当に誘引し、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人に違法な報償金の支払またはその他の利益の供与を承諾し、犯罪を構成するときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪要件をみたしていないときは、保険監督管理機構は、是正を命じ、保険会社に5万元以上30万元以下の過料に処する。違法行為をなした従業員に2万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大であるときは、保険会社の業務範囲を制限し、または新事業展開の停止を命じる。

**第140条【保険代理人・保険仲立人の不正行為に関する罰則】** 保険代理人

または仲立人がその業務を行うに際して保険者、保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人を欺罔し、犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたしていないときは、保険監督管理機構は、是正を命じ、かつ、5万元以上30万元以下の過料に処する。情状が重大であるときは、保険代理業務許可証または仲立人業務許可証の取消を行う。

第141条【従業員が保険金詐取に関する罰則】 保険会社の従業員が保険事故が発生していないにもかかわらず保険事故の発生を捏造し損害填補を偽装して保険金を詐取し、犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。

第142条【違法な営利保険の活動に関する罰則】 本法の規定に違反して保険会社を設立しまたは違法な商業保険業務を行うとき、保険監督管理機構は、それを取締まる。犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたしていないときは、保険監督管理機構は、その違法な所得を没収し、かつ、その違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処し、違法な所得がなく、または違法な所得が20万元を下回るときは、20万元以上100万元以下の過料に処する。

第143条【目的外の保険事業の従事に関する罰則】 本法の規定に違反して認可を受けた業務範囲を超えて保険業務を行い、または本法、その他の法令の定め以外の業務を兼ねて経営し、犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたしていないときは、保険監督管理機構は、是正を命じ、徴収した保険料の返還を命じ、違法な所得を没収し、かつ、違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。違法な所得がなく、または違法な所得が20万元を下回るときは、20万元以上50万元以下の過料に処する。期限にても是正せず、または重大な結果を招いたときは、業務の停止、整頓を命じ、または保険業務経営許可証の取消を行う。

第144条【商号の不正変更に関する罰則】 本法の規定に違反し審査・許可

を経ずして保険会社の商号、定款、登記資本、会社もしくは支部機関の営業所等の事項を変更するときは、保険監督管理機構は、是正を命じ、かつ、1万元以上10万元以下の過料に処する。

**第145条【違法な積立金・資金運用等に関する罰則】** 本法の規定に違反して左の行為がある場合において保険監督管理機構は、保険会社に是正を命じ、かつ、5万元以上30万元以下の過料に処する。情状が重大であるときは、目的を制限し、新事業展開の停止を命じ、保険事業経営許可証の取消を行う。

- 1 規定に基づいて保証金を提供しておらず、法の定めるところによりこれを運用しないこと
- 2 規定に基づいて各種の責任準備金の積立または繰入、支払準備金の積立を行わないこと
- 3 規定に基づいて保険保障基金、資本準備金の積立を行わないこと
- 4 規定に基づいて再保険に付さないこと
- 5 規定に違反して資金を運用すること
- 6 審査・許可を経ずして支部機関または代表事務所を設立すること
- 7 審査・許可を経ずして分割、合併を行うこと
- 8 規定に基づいて審査・許可を受けるべき保険種類の保険約款および保険料率を審査・許可に申請しなかったこと

**第146条【報告書等の不提出・約款等の不届出に関する罰則】** 本法の規定に違反して左の行為がある場合において保険監督管理機構は、是正を命じ、期限に是正しないときは、1万元以上10万元以下の過料に処する。

- 1 規定に基づいて関係報告書、報告表、書類および資料の提出をなしていないこと
- 2 規定に基づいて届出をなすべき保険種類の保険約款および保険料率の届出なさないこと

**第147条【虚偽の報告書等の提出、検査・監督の拒否・妨害に関する罰則】** 本法の規定に違反し、左の行為があり、犯罪の構成要件をみたと

きは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたさないときは、保険監督管理機構は、是正を命令し、10万元以上50万元以下の過料に処する。情状が重大であるときは、新事業展開の停止を命じ、または保険業務経営許可証の取消を行う。

- 1 虚偽の報告書、報告表、書類および資料を提出すること
- 2 法の定めるところによる検査、監督を拒みまたは妨げること

**第148条【金額超過の保険、行為無能力者の死亡保険に関する罰則】**本法の規定に違反して左の行為がある場合において保険監督管理機構は是正を命じ、5万元以上30万元以下の過料に処する。

- 1 所定の金額を超えて保険を引受け、情状が重大であること
- 2 行為無能力者の死亡を保険金支払の条件とする保険の引受をなすこと

**第149条【無許可の代理・仲立に関する罰則】**本法の規定に反し、保険業務経営許可証または仲立事業経営許可証を取領せずして保険代理または保険仲立の事業を行うときは、保険監督管理機構は、それを取締まる。犯罪の構成要件をみたさずときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたさないときは、保険監督管理機構は、違法な所得を没収し、かつ、違法な所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。違法な所得がなく、または違法な所得が10万元を下回るときは、10万元以上50万元以下の過料に処する。

**第150条【保険会社の管理者の軽度不正行為に関する罰則】**本法の規定に違反し、犯罪の構成要件をみたさない行為について直接責任を有する保険会社の上級管理者およびその他の直接の責任者に対しては、保険管理機構は、異なる状況に応じて警告し、解雇または配置転換を命じ、2万元以上10万元以下の過料に処する。

**第151条【民事上の損害賠償】**本法の規定の違反によって他人に損害を生じた者は、その損害につき賠償の責を負う。

**第152条【職権濫用・職務の懈怠の行為に関する罰則】**本法に定める要件をみたさない保険会社設立の申請もしくは保険代理人、保険仲立人の



要件をみたさない申請を許可すること、または職権を濫用し職務を懈怠をするその他の行為があり、犯罪の構成要件をみたすときは、法の定めるところにより刑事責任を追及する。犯罪の構成要件をみたさないときは、法の定めるところにより行政処分を行う。

## 第8章 附 則

第153条【海上保険の法適用】海上保険は、海商法の関係規定を適用する。ただし、海商法に規定がないときは、本法を適用する。

第154条【外資系保険会社と外国保険会社の支店】中外合弁保険会社、外国独资保険会社、外国保険会社の支店は、本法を適用する。ただし、法令に別段の定めがあるとき、それを適用する。

第155条【農業保険】国家は、農業生産の振興を図る保険事業を営む保険会社を支援し、農業保険は、法令において別にこれを定める。

第156条【本法の保険会社以外の保険機関】本法に定める保険会社以外の保険機関は、法令において別にこれを定める。

第157条【経過措置】本法の施行前に、国務院の規定に準拠して許可を経て設立された保険会社は存続する。ただし、本法に定める要件をみたさない保険会社は、所定の期間内に本法所定の要件をみたさなければならない。具体的な実施方法は、国務院が別にこれを定める。

第158条【施行日】本法は、1995年10月1日より施行する。